

大阪市立小学校 学校配置の適正化について



～ 子どもたちにより良い教育環境を ～

抜粋版

はじめに

大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもたちが健やかに成長し、自己を確立して次代の社会を担うようになることをめざしています。

子どもは集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができます。

学校は、子ども一人一人の資質や能力を大きく伸ばしていくという責務を有しており、それを達成するためには、学校は一定の集団規模が望ましいと考えています。

現在、大阪市の児童数は、減少傾向となっており、児童の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図るうえで、学校配置の適正化を図ることが大きな課題となっています。

引き続き、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、子どもたちの教育環境の改善の観点を第一に据えて、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があると考え、学校配置の適正化の基準と進め方について、条例や規則で規定化しました。（R2年4月1日に大阪市立学校活性化条例の改正により、規定されています。）

学校配置の適正化について、条例等に基づいて、出来る限り速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るための取り組みを進めてまいります。

大阪市の教育がめざすもの

大阪市教育委員会では、平成29年3月に2次改訂した「教育振興基本計画」を、令和2年3月に中間見直し、変更を行いました。

この計画では、本市における教育振興のための基本的な目標や、その目標を達成するための施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定め、子どもたちの指導育成について、次のように示されています。

【めざすべき目標像】

- 全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うようになることをめざします。
- そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等に立ち向かう「生き抜く力」を備え、未来を切り拓く心豊かな子どもたちをはぐくむようにします。

【基本となる考え方】

- 個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会においても強く「生き抜く力」を備えた子どもたちをはぐくむこと
- 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- 教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

学校配置の適正化は、この計画で定める「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策を構成する事項のひとつとして挙げられています。

学校配置の適正化が必要である現状

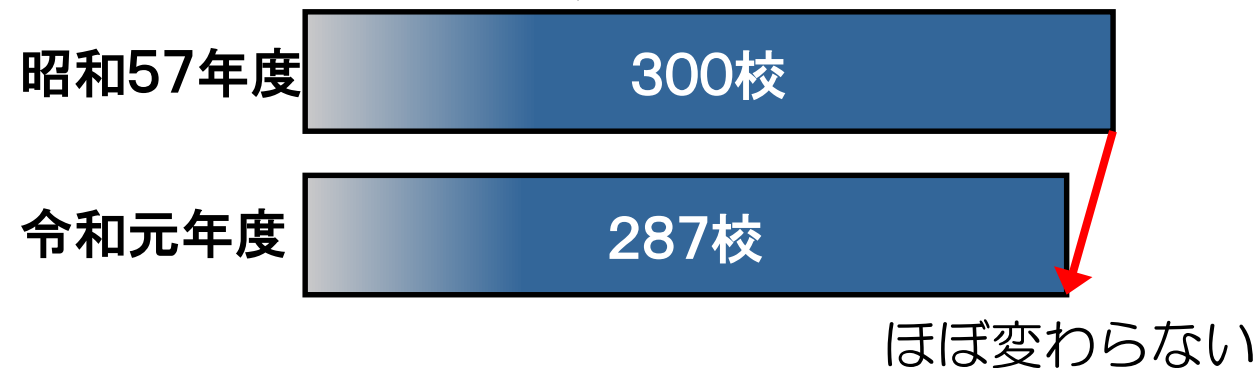
◆児童数の減少

大阪市立小学校の児童数

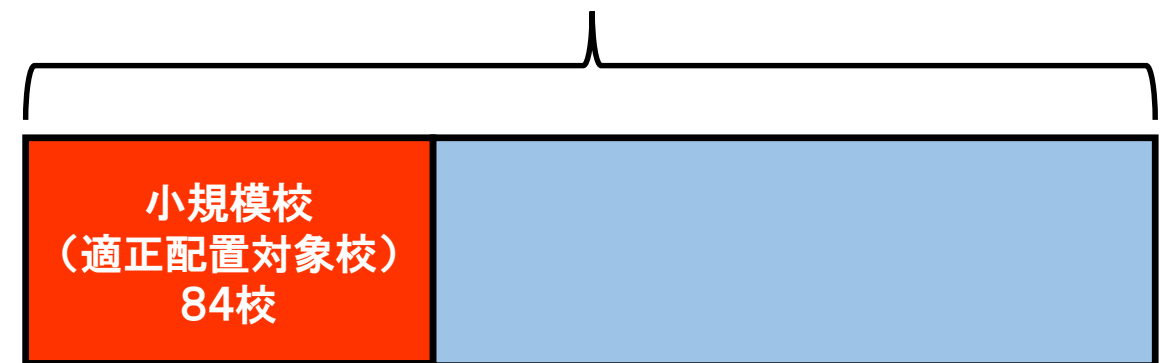


小学校の約3割が小規模校化
1割以上の学校が全学年単学級

大阪市立小学校の学校数



小学校(287校)



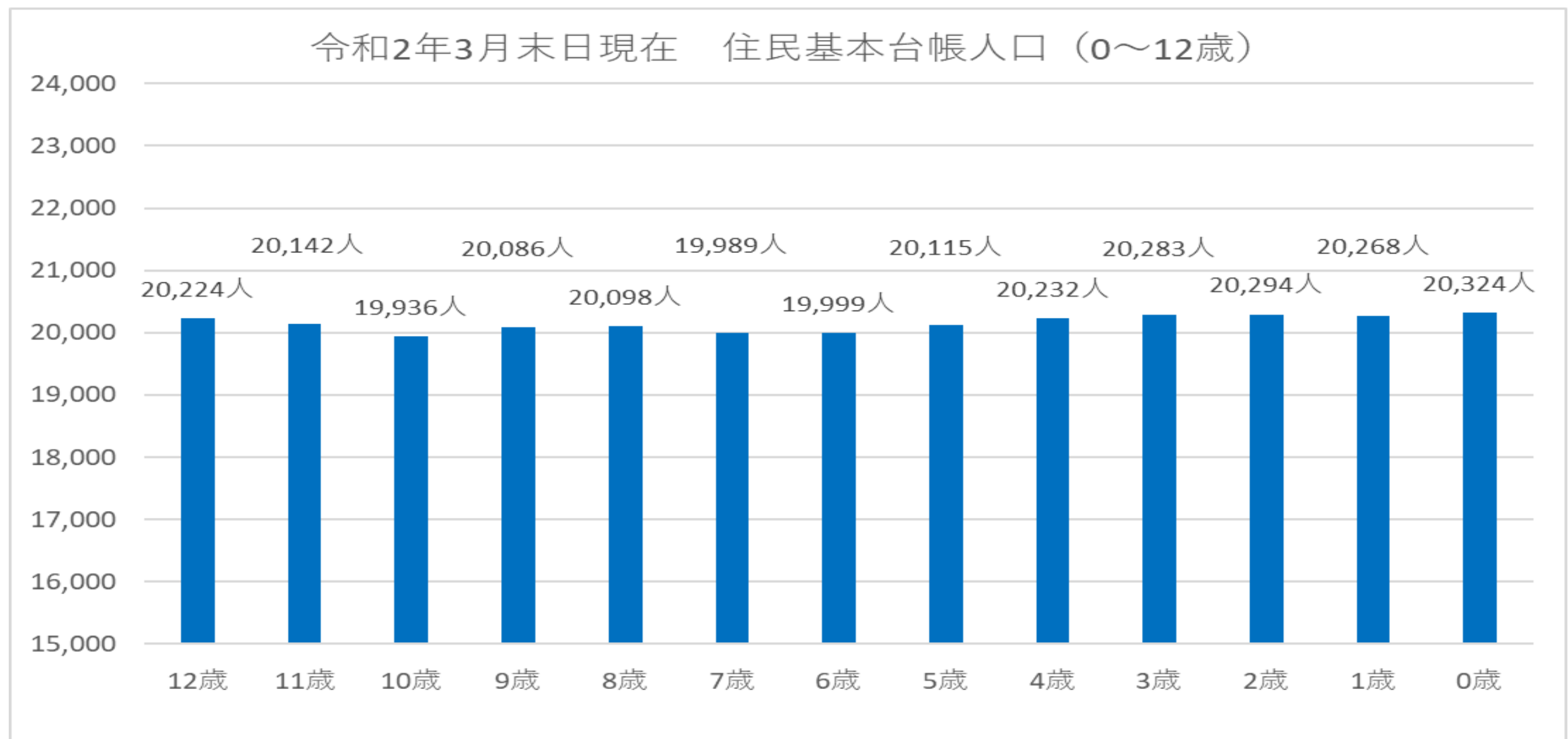
令和元年度の大阪市立小学校の児童数は約11万人で、昭和57年度と比較すると約半分以上に減少していますが、学校数はほぼ変わっていません。

このことから、児童数の減少による小学校の小規模化（11学級以下であること）が進んでいるといえます。

◆0歳から12歳までの子どもたちの数

令和2年3月末日現在の住民基本台帳の、0歳から12歳までの年齢別人口をみると、ほぼ同数です。

このことから、小学校の小規模化の状況が、今後6年程度は継続するといえます。



◆小学校の小規模化が児童に与える影響

小学校の小規模化により、児童には次のような影響を与える可能性があります。

- ・「集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験」を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。
- ・児童の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ・協働的な学びの表現が困難となる。
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ・教員への依存心が強まりやすい。
- ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来しやすい。
- ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ・多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より)

◆教育的な観点からの学校規模の考え方

学校規模の適正化を考える上で、第一に学校の果たす役割を確認する必要があります。

義務教育段階の学校は、子どもの能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、子どもたちが集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を行うためには、一定規模の集団が確保されていることや、経験年数等についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保することが重要となります。

◆教職員組織の若年化

教職員組織では、団塊世代の退職に伴って教職員を大量に採用したことにより、若年化が進んでいます。

令和元年度に大阪市立の小学校全体で約5,500人の教諭がいますが、そのうちの約半分が採用10年目以下となっています。



◆若年化した教職員組織が小規模校に与える影響

教職員は、学校の規模（児童数）に基づいて配置されますが、小規模校では配置人数が少なくなるため、次のような影響を与える可能性があります。

- 経験年数、男女比等のバランスがとれた教職員配置となりにくい。
- 児童の良さが多面的に評価されにくい。また、児童を多様な価値観に触れさせることが難しい。
- 教職員同士が相談し切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の向上が難しい。

◆小規模校のメリットとデメリット

小規模校には、メリットもデメリットもあります。

メリット

- ・ クラス替えが無いことが多く、互いの関係を深めていく学級づくりをしやすい。
- ・ 児童数が少ないので、全校の児童が互いによく知り合えるなど、児童の交流が深まりやすい。
- ・ 校外行事の場所の選定、活動内容や安全面での制約が少ない。
- ・ 教職員数が少なく意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。

この外…

コロナ禍において、文部科学省では30人学級など少人数学級制を目指す動き など

デメリット

- ・ 多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なくなりやすい。
- ・ 児童自らが新しい人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- ・ クラス替えができないことが多く、児童の人間関係が固定化しやすく、人間関係上の問題等が発生した場合に、問題の解消が難しいことがある。
- ・ 体育や音楽での集団学習の実施が小規模となり、一定人数がいることで得られる相乗効果が得られにくい。
- ・ 遠足、修学旅行等の校外行事におけるバス借上げ代等、一人あたりの負担が大きくなる。
- ・ 教職員数が少ないため、経験特性等の面でバランスのとれた配置が行いにくい。
- ・ 単学級である学年の場合、学年を一人の教員で運営することになり、指導計画、評価計画、教材研究等で全て個人作業で行うことになる。また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。

◆学校配置の適正化を一層進めるために

子どもたちの教育環境をより良いものとし、「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点からも、学校配置の適正化は必要です。

また、全市的に小学校の小規模化が進むなかで、これからの学校配置の適正化は3校以上が関与するなど、複雑化することが想定され、さらに、学校配置の適正化の着手の基準や進め方について、統一的な規定を策定して取り組む必要があると考えられたことから、市学校活性化条例の一部改正等を行い、令和2年4月1日から施行したところです。

条例等において、次のように学校配置の適正化を進めることとしています。

- 小学校の適正規模は12学級から24学級までとし、これを下回る小学校について「学校再編整備計画」を策定する。
- 学校再編整備計画には、計画の実施時期、学校の場所等を記載する。
- 策定した学校再編整備計画は公表し、保護者等から意見聴取を行う。
- 学校再編整備計画を変更したときは、改めて公表、意見聴取を行う。

学校配置の適正化（統合）の状況

統合年	区	新校名	関係校
H 2 6	浪速区	塩草立葉小学校	立葉小が塩草小校地に統合
H 2 7	大正区	鶴町小学校	鶴浜小が鶴町小校地に統合
H 2 7	西成区	新今宮小学校	今宮小・弘治小・萩之茶屋小を 今宮中校地に統合し小中一貫校に
H 2 7	西成区	梅南津守小学校	津守小が梅南小校地に統合
H 2 8	平野区	長吉東小学校	長吉六反小が長吉東小校地に統合
H 2 8	東淀川区	西淡路小学校	西淡路小が淡路小校地に統合
H 2 9	浪速区	浪速小学校	恵美小・日本橋小・日東小を 日本橋中校地に統合し小中一貫校に
H 3 0	住之江区	南港みなみ小学校	南港渚小・南港緑小を 南港南中校地に統合し小中一貫校に
R 2	西淀川区	佃西小学校	佃南小が佃西小校地に統合
R 3 予定	生野区	大池小学校	御幸森小が中川小校地に統合
R 3 予定	西成区	まつば小学校	松之宮小が梅南津守小校地に統合

今後の学校配置の適正化の進め方

条例等に基づいて、次のように進めていきます。

1	学校再編整備計画案の作成	区担当教育次長（区長）が、対象校の具体的な取組みを示した「学校再編整備計画案」を作成する。
2	教育委員会会議での学校再編整備計画案の審議、計画の公表	作成された学校再編整備計画案は、教育委員会会議において審議され、承認された後、「学校再編整備計画」として公表する。
3	学校適正配置検討会議の開催	学校再編整備計画について、区担当教育次長（区長）が、「学校適正配置検討会議」を開催して保護者等に説明し、意見を聴取する。
4	学校再編整備計画の実施時期までの取組み	区担当教育次長（区長）は教育委員会事務局と連携し、学校再編整備計画の内容を実現するため、主体的に調整を行う。 例）通学路の安全対策、学校跡地の活用方針検討、教育内容等
5	教育委員会会議での条例案の審議	これまでの検討内容を基に、教育委員会会議において「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」の審議、承認を受ける。
6	市会での条例案の審議	市会において「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」の審議、承認を受ける。
7	学校再編整備実施決定後の取組み	対象校、関係校の学校長を中心に、児童の交流や教育内容等、より魅力的な学校づくりを進める。